

社会福祉法人 宥和 指定介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宥和が開設する指定介護老人福祉施設「トマト村」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 従業者は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができるなどを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名 称 トマト村
- 二 所 在 地 本庄市早稲田の杜五丁目14番8号（介護老人福祉施設トマト村）
- 三 定 員 80人

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 統括施設長 1人（理事長兼務）
統括施設長は、全ての施設の業務を統轄する。
統括施設長又は施設長に事故あるときは、あらかじめ統括施設長が定めた施設長が統括施設長又は施設長の職務を代行する。
- 二 管理者（施設長） 1人
管理者（施設長）は、施設の業務を統括する。
- 三 医 師 1人以上（非常勤）
医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- 四 生活相談員 1人以上（同一施設内の他の職種を兼務）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 五 看護職員 常勤換算方法で3人以上（常勤1人以上）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 六 介 護 職 員 常勤換算方法で27人以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 七 栄養士又は管理栄養士 1人以上
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 八 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 九 事 務 職 員
事務職員は、必要な事務を行う。
- 十 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う
尚、給食業務は、（株）ベネミールに業務委託する。

(職 制)

第5条 職制は次のとおりとする。

- 一 施設に施設長を、事務に事務長を、係りに係長及び主任をおくことができる。
- 二 統括施設長は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 三 施設長は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 四 事務長、係長、主任は、理事長が任免する。
- 五 前項の職の他、必要な職をおくことができる。

(職員の職責)

第6条 施設に勤務する職員の職責は次のとおりとする。

- 一 統括施設長は、全ての施設の業務を統轄し、所属職員を指導監督する。
- 二 施設長は、統括施設長の業務について助言する。
- 三 施設長は、統括施設長の命を受け、施設の業務をつかさどり、所属職員を指導監督する。
- 四 係長及び主任は、所属長の命を受け、係りの業務又は担当の業務を処理する。
- 五 統括施設長及び施設長、係長、主任は、施設又は係りの業務の執行状況につき随時文章又は口頭をもって、統括施設長は理事長に、施設長は統括施設長に、係長及び主任は施設長にそれぞれ報告するものとする。
- 六 2項3項及び4項に定める職員以外は、上司の命を受け、担当の業務に従事する。

(業務分掌)

第7条 業務分掌については、別に定めるトマト村職員業務分掌による。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第8条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
 - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - エ 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - カ 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。
また、排泄、口腔衛生管理、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - キ 栄養、利用者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 利用者の心身の状況に応じて計画的な栄養管理を実施する。
 - ケ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第9条 管理者は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の従事者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サ

ービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額と食事の標準負担の額とする。

2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜を図る費用で、その利用者に負担させることが適當と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 居住費

従来型個室 1日 1,231円

多床室 1日 915円

ただし負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

二 食費 1日 1,645円（朝食365円、昼食640円、夕食640円）

ただし負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

三 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

四 理美容代 1,300円

五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

二 火気の取扱いに注意すること。

三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第12条 指定介護老人福祉施設サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関による対応、その他の方法による対応等の必要な措置を速やかに行う。

（苦情処理）

第13条 指定介護老人福祉施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び助言を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（非常災害対策）

第14条 施設は、消防法等の規程に基づき消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 施設は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 繼続研修 年2回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きについては、身体的拘束等の適正化のための指針に基づいて行うものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人宥和理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年 5月10日から施行する。
この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年11月 5日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 9月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年12月 1日から施行する。
この規程は、令和 7年 9月 1日から施行する。